

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

目次

一	商法（明治三十二年法律第四十八号）（第一条関係）	1
二	国際海上物品運送法（昭和三十二年法律第七十二号）（第二条関係）	42
三	鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）（附則第五条関係）	47
四	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第六条関係）	48
五	商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（附則第七条関係）	50
六	倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）（附則第八条関係）	51
七	国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）（附則第九条関係）	57
八	印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（附則第十条関係）	59
九	動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四百四号）（附則第十一条関係）	61

改正案	現行
目次 第一編・第二編（略） 第三編（略） 第一章・第二章（略） 第三章（略） 第一節〜第三節（略） 第四節 海上運送状（第七百七十条） 第五節 電子船荷証券記録（第七百七十一条―第七百八十条） 第六節 電子複合運送証券記録（第七百八十一条―第七百八十七条） 第四章〜第八章（略） （貸借対照表の閲覧等並びに業務及び財産状況に関する検査） 第五百三十九条 匿名組合員は、営業年度の終了時において、営業者の営業時間内に、次に掲げる請求をし、又は営業者の業務及び財産の状況を検査することができる。 一（略）	目次 第一編・第二編（同上） 第三編（同上） 第一章・第二章（同上） 第三章（同上） 第一節〜第三節（同上） 第四節 海上運送状（第七百七十条―第七百八十七条） （貸借対照表の閲覧等並びに業務及び財産状況に関する検査） 第五百三十九条 匿名組合員は、営業年度の終了時において、営業者の営業時間内に、次に掲げる請求をし、又は営業者の業務及び財産の状況を検査することができる。 一（同上）

二 営業者の貸借対照表が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式
その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作ら
れる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供される
ものをいう。以下同じ。）をもつて作成されているときは、当
該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により
表示したものの閲覧又は謄写の請求

2・3 （略）

（介入権）

第五百六十三条 （略）

2 運送取扱人が委託者の請求によつて船荷証券若しくは複合運送
証券又は第七百七十一条第一号に規定する電子船荷証券記録若し
くは第七百八十一条第一号に規定する電子複合運送証券記録を作
成したときは、自ら運送をするものとみなす。

（送り状の交付義務等）

第五百七十一条 （略）

2 前項の荷送人は、送り状の交付に代えて、運送人の承諾を得て
、送り状に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使
用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務
省令で定めるものをいう。以下同じ。）により提供することがで
きる。この場合において、当該荷送人は、送り状を交付したもの

二 営業者の貸借対照表が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式
その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作ら
れる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供される
もので法務省令で定めるものをいう。）をもつて作成されてい
るときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定め
る方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

2・3 （同上）

（介入権）

第五百六十三条 （同上）

2 運送取扱人が委託者の請求によつて船荷証券又は複合運送証券
を作成したときは、自ら運送をするものとみなす。

（送り状の交付義務等）

第五百七十一条 （同上）

2 前項の荷送人は、送り状の交付に代えて、法務省令で定めると
ころにより、運送人の承諾を得て、送り状に記載すべき事項を電
磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の
技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。以下
同じ。）により提供することができる。この場合において、当該

とみなす。

(定義)

第五百九十九条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 倉庫営業者 他人のために物品を倉庫に保管することを業とする者をいう。

二 電子倉荷証券記録 第六百二十三条第一項において読み替えて準用する第六百一条の規定により同条各号に掲げる事項を記録した電磁的記録のうち、特定情報処理システムにおいて作成され、及び管理されたものであつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる措置その他の当該電磁的記録が倉庫営業者の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置として法務省令で定める措置がとられているものをいう。

三 特定情報処理システム 電子倉荷証券記録を作成し、及び管理するために用いられる情報処理システム(電子計算機及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。)の集合体であつて、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。以下同じ。)であつて、電子倉荷証券記録の支配及び電子倉荷証券記録の提供に係る事項を適正かつ確実に行うために

荷送人は、送り状を交付したものとみなす。

(定義)

第五百九十九条 この節において「倉庫営業者」とは、他人のために物品を倉庫に保管することを業とする者をいう。

必要な技術的措置として法務省令で定める措置がとられているものをいう。

四 電子倉荷証券記録の支配 情報処理システムにおいて、特定の者のみが電子倉荷証券記録に記録されている寄託物に係る権利（以下この節において「電子倉荷証券記録上の権利」という。）を有する者として当該電子倉荷証券記録を利用することができる状態にあることをいう。

五 電子倉荷証券記録の提供 倉庫業者又は電子倉荷証券記録の支配に係る権限を有する者が、情報処理システムにおいて、その指定する者が当該権限を有する者となるようにするための措置として法務省令で定める措置をとることをいう。

六 電子裏書 電子倉荷証券記録の提供（電子倉荷証券記録の支配に係る権限を有する者がするものに限る。以下この号及び第六百二十条第一項において同じ。）をするに当たって、特定情報処理システムにおいて、電子倉荷証券記録に、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項を記録した上、当該記録が改変されているかどうかを確認することができる措置その他の当該記録が当該記録を行った者の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置として法務省令で定める措置をとることをいう。

イ 電子倉荷証券記録の提供を受ける者を記録する場合 電子倉荷証券記録の提供をする者及び電子倉荷証券記録の提供を

受ける者の氏名又は名称

ロ 電子倉荷証券記録の提供を受ける者を記録しない場合（ハに掲げる場合を除く。） 電子倉荷証券記録の提供をする者の氏名又は名称

ハ 電子倉荷証券記録の提供を受ける者を記録せずに電子倉荷証券記録の支配に係る権限を有する者に寄託物を引き渡すべき旨を記録する場合 その旨及び電子倉荷証券記録の提供をする者の氏名又は名称

（倉荷証券の交付義務）

第六百条 倉庫営業者は、寄託者の請求により、寄託物の倉荷証券を交付しなければならない。ただし、寄託物について現に電子倉荷証券記録の提供がされているときは、この限りでない。

（倉庫営業者による電子倉荷証券記録の提供）

第六百十八条 倉庫営業者は、寄託者の承諾を得て、電子倉荷証券記録の提供をすることができる。

（電子倉荷証券記録上の権利の譲渡又は質入れ）

第六百十九条 指図式の電子倉荷証券記録についての電子倉荷証券記録上の権利の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、当該電子倉荷証券記録に電子裏書をし、譲受人又は債権者に電子倉荷証

（倉荷証券の交付義務）

第六百条 倉庫営業者は、寄託者の請求により、寄託物の倉荷証券を交付しなければならない。

第六百十八条から第六百八十三条まで 削除

券記録の提供をしなければ、その効力を生じない。

2 次に掲げる電子倉荷証券記録についての電子倉荷証券記録上の権利の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、譲受人又は債権者に当該電子倉荷証券記録についての電子倉荷証券記録の提供をしなければ、その効力を生じない。

一 記名式の電子倉荷証券記録（電子倉荷証券記録の支配に係る権限を有する者に寄託物を引き渡す旨が併せて記録されているものに限る。）

二 無記名式の電子倉荷証券記録

3 条件を付した電子倉荷証券記録上の権利の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、無条件とする。

4 電子倉荷証券記録上の権利の一部の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、無効とする。

（電子裏書の特例）

第六百二十条 電子裏書（第五百九十九条第六号ロ又はハに掲げる場合に係るものに限る。以下この条において「白地式電子裏書」という。）がされたときは、電子倉荷証券記録の支配に係る権限を有する者は、次に掲げる行為をすることができる。

一 電子倉荷証券記録に電子倉荷証券記録の提供を受ける者として自己の氏名若しくは名称又は他人の氏名若しくは名称を記録すること。

二 更に電子裏書をすること。

三 電子倉荷証券記録に電子倉荷証券記録の提供を受ける者として自己の氏名若しくは名称又は他人の氏名若しくは名称を記録せず、かつ、電子裏書をせずに電子倉荷証券記録の提供をすることにより、電子倉荷証券記録上の権利を譲渡し、又はこれを目的とする質権を設定すること。

2 最後の電子裏書が白地式電子裏書である場合において、最後の電子裏書をした者までの電子裏書が連続するときは、電子倉荷証券記録の支配に係る権限を有する者までの電子裏書の連続があるものとみなす。

3 抹消された電子裏書は、電子裏書の連続との関係においては、記録されなかったものとみなす。

4 電子倉荷証券記録の支配に係る権限を有する者が電子裏書の連続によりその権利を証明する場合において、白地式電子裏書の次に他の電子裏書があるときは、当該他の電子裏書をした者は、当該白地式電子裏書がされた電子倉荷証券記録についての電子倉荷証券記録の提供を受けたものとみなす。

(電子倉荷証券記録の提供請求権)

第六百二十一条 電子倉荷証券記録上の権利を有する者(電子倉荷証券記録上の権利に対する強制執行又は滞納処分(その例による処分を含む。))による差押えをした債権者を含む。)は、電子倉

荷証券記録の支配に係る権限を有する者に対し、電子倉荷証券記録の提供を請求することができる。

2| 電子倉荷証券記録上の権利に対する強制執行による差押えをした債権者は、前項の規定による請求権について、電子倉荷証券記録の支配に係る権限を有する者に対し、電子倉荷証券記録上の権利に対する差押命令に基づいて、強制執行をすることができる。

（民法の準用）

第六百二十二条 民法第三編第一章第七節の規定（同法第五百二十条の二、第五百二十条の三、第五百二十条の八、第五百二十条の十一から第五百二十条の十三まで及び第五百二十条の十九の規定を除く。）は、電子倉荷証券記録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五百二十条の四	指図証券の所持人	指図式の電子倉荷証券記録（商法第五百九十九条第二号に規定する電子倉荷証券記録をいう。以下同じ。）についての電子倉荷証券記録の支配（同
----------	----------	--

五 第五百二十条の						
を返還する	その所持人は	その所持人が	指図証券の占有	証券上の権利	その所持人	裏書
についての電子倉荷証券	その者は、その権限を失った者に対して	現にその権限を有する者が	指図式の電子倉荷証券記録についての電子倉荷証券記録の支配に係る権限	電子倉荷証券記録上の権利（同条第四号に規定する電子倉荷証券記録上の権利をいう。以下同じ。）	その者	電子裏書（同条第六号に規定する電子裏書をいう。以下同じ。）に係る権限を有する者

九 第五百二十条の		七 第五百二十条の		六 第五百二十条の		第五百二十条の 五ただし書	
指図証券	指図証券	二から前条まで 第五百二十条の	の譲渡 記載した	指図証券	した その証券を取得	その所持人	
録 指図式の電子倉荷証券記	券記録上の権利 指図式の電子倉荷証券記 録についての電子倉荷証	前三条	記録上の権利の譲渡 記録した についての電子倉荷証券	録 指図式の電子倉荷証券記	つた その権限を有する者とな	その者	記録の提供（商法第五百 九十九条第五号に規定す る電子倉荷証券記録の提 供をいう。第五百二十条 の十五において同じ。） をする

第十四 第五百二十条の	十 第五百二十条の	
記名式所持人 証券の所持人	署名及び押印 の所持人 指図証券	所持人 その証券を提示 して
記名式の電子倉荷証券記 録（電子倉荷証券記録の 支配に係る権限を有する 者に寄託物を引き渡す旨 が併せて記録されている ものに限る。以下この款	商法第五百九十九条第二 号及び第六号の法務省令 で定める措置 有する者 記録の支配に係る権限を 有する者 指図式の電子倉荷証券記 録	電子倉荷証券記録の支配 に係る権限を有する者 その権限を有する者であ ることを示すとともに、 その電子倉荷証券記録に 記録された事項を表示し たものを提示して

第五百二十条の 十五		第五百二十条の 十五ただし書		第五百二十条の 十六	
証券上の権利	記名式所持人 証券の占有	その所持人が	その所持人は	を返還する	その所持人
者	電子倉荷証券記録上の権 利	現にその権限を有する者 が	その者は、その権限を失 った者に対して	記録の提供をする	その者
ての電子倉荷証券記録の 支配に係る権限を有する 者	電子倉荷証券記録上の権 利	記名式の電子倉荷証券記 録についての電子倉荷証 券記録の支配に係る権限	記名式の電子倉荷証券記 録についての電子倉荷証 券記録の支配に係る権限	記名式の電子倉荷証券記 録	記名式の電子倉荷証券記 録
において同じ。）につい	電子倉荷証券記録上の権 利	現にその権限を有する者 が	その者は、その権限を失 った者に対して	記録の提供をする	その者
ての電子倉荷証券記録の 支配に係る権限を有する 者	電子倉荷証券記録上の権 利	記名式の電子倉荷証券記 録についての電子倉荷証 券記録の支配に係る権限	記名式の電子倉荷証券記 録についての電子倉荷証 券記録の支配に係る権限	記名式の電子倉荷証券記 録	記名式の電子倉荷証券記 録

			の譲渡	についての電子倉荷証券 記録上の権利の譲渡
第五百二十条の 十七	第五百二十条の 第十三から前条ま で	記名式所持人払 証券	記名式の電子倉荷証券記 録についての電子倉荷証 券記録上の権利	前三条
第五百二十条の 十八	第五百二十条の 八から第五百二 十条の十二まで	記名式所持人払 証券	記名式の電子倉荷証券記 録	
第五百二十条の 二十	無記名証券	無記名式の電子倉荷証券 記録		

（倉荷証券に関する規定の準用等）

第六百二十三条 第六百一条から第六百七条まで、第六百十三条及び第六百十四条の規定は、電子倉荷証券記録について準用する。
この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるもの

とする。

第六百一条		記載し、倉庫営業者がこれに署名し、又は記名押印しなければ	記録しなければ
第六百二条	倉荷証券を寄託者に交付した	寄託者に電子倉荷証券記録の提供をした	
第六百三条第一項	倉荷証券の所持人	電子倉荷証券記録の支配に係る権限を有する者	電子倉荷証券記録の提供
	倉荷証券の交付所持人は、その所持する倉荷証券を倉庫営業者に返還しなければ	電子倉荷証券記録の支配に係る権限を有する者は、電子倉荷証券記録上の権利を有する者として分割前の寄託物に係る電子倉荷証券記録を利用することができないようにする措置をとらなければならない	
第六百三条第二項	倉荷証券の交付所持人	電子倉荷証券記録の支配に係る権限を有する者	電子倉荷証券記録の提供

第六百四十四条	記載	記録
第六百六条	所持人	電子倉荷証券記録の支配に係る権限を有する者
第六百六条	倉荷証券は	電子倉荷証券記録上の権利は
第六百六条ただし書	記名式である	電子倉荷証券記録が記名式である
第六百六条ただし書	裏書	電子裏書をし、譲受人又は債権者に電子倉荷証券記録の提供をすること
第六百七条	裏書	電子裏書
第六百七条	記載した	記録した
第六百七条	倉荷証券を引き渡した	電子倉荷証券記録の提供をした
第六百七条	その引渡し	その電子倉荷証券記録の提供
第六百七条	これ	電子倉荷証券記録上の権利を有する者として電子倉荷証券記録を利用することができないようにする措置

第六百十四條		
	倉荷証券を	電子倉荷証券記録上の権 利を
記載し、		記録し、

2 電子倉荷証券記録の提供がされた場合における第六百九条及び第六百十五条から第六百十七条までの規定の適用については、第六百九条、第六百十五条及び第六百十六条第一項中「倉荷証券の所持人」とあるのは「電子倉荷証券記録の支配に係る権限を有する者」と、第六百十七条第二項中「倉荷証券の所持人（倉荷証券を作成していないとき又は倉荷証券の所持人が知れないときは、寄託者）」とあるのは「電子倉荷証券記録の支配に係る権限を有する者（電子倉荷証券記録の支配に係る権限を有する者が知れないときは、寄託者）」とする。

（倉荷証券から電子倉荷証券記録への転換）

第六百二十四条 倉荷証券が交付された場合には、倉荷証券を交付した倉庫営業者は、倉荷証券の所持人（倉荷証券が、裏書によつて、譲渡し、又は質権の目的とすることができものである場合にあっては、裏書の連続によりその権利を証明した者（裏書がされる前であるときは、寄託者）に限る。以下この項において同じ。）の承諾を得て、倉荷証券を電子倉荷証券記録に転換することができる。この場合において、当該倉庫営業者は、倉荷証券と引

換えに、電子倉荷証券記録に当該倉荷証券の記載と同一の内容となるものとして法務省令で定める事項を記録し、当該倉荷証券の所持人に電子倉荷証券記録の提供をしなければならない。

- 2 前項前段の規定による転換として電子倉荷証券記録の提供がされた場合（同項の倉荷証券に裏書がされる前であることを除く。）には、同項後段の規定により電子倉荷証券記録の提供を受けた者までの電子裏書の連続があるものとみなす。この場合において、同項後段の規定により電子倉荷証券記録に電子倉荷証券記録の提供を受けた者としてその氏名又は名称が記録された者は、同項後段の規定により電子倉荷証券記録の提供を受けた者と推定する⁹

（電子倉荷証券記録から倉荷証券への転換）

第六百二十五条 電子倉荷証券記録の提供がされた場合には、電子倉荷証券記録の提供をした倉庫営業者は、電子倉荷証券記録の支配に係る権限を有する者（電子倉荷証券記録上の権利が、電子裏書をし、譲受人又は債権者に電子倉荷証券記録の提供をすることによって、譲渡し、又は質権の目的とすることができるものである場合にあっては、電子裏書の連続によりその権利を証明した者（電子裏書がされる前であるときは、寄託者）に限る。以下この項において同じ。）の承諾を得て、電子倉荷証券記録を倉荷証券に転換することができる。この場合において、当該倉庫営業者は

、電子倉荷証券記録上の権利を有する者として電子倉荷証券記録を利用することができないようにする措置と引換えに、倉荷証券に当該電子倉荷証券記録の記録と同一の内容となるものとして法務省令で定める事項を記載し、当該電子倉荷証券記録の支配に係る権限を有する者に交付しなければならぬ。

2 前項前段の規定による転換として倉荷証券の交付がされた場合（同項の電子倉荷証券記録に電子裏書がされる前であるときを除く。）には、同項後段の規定により倉荷証券の交付を受けた者までの裏書の連続があるものとみなす。この場合において、同項後段の規定により倉荷証券に倉荷証券の交付を受けた者としての氏名又は名称が記載された者は、同項後段の規定により倉荷証券の交付を受けた者と推定する。

第六百二十六条から第六百八十三条まで 削除

（荷受人の運送賃支払義務等）

第七百四十一条 荷受人は、運送品を受け取ったときは、個品運送契約又は船荷証券若しくは第七百七十一条第一号に規定する電子船荷証券記録の趣旨に従い、運送人に対し、次に掲げる金額の合計額（以下この節において「運送賃等」という。）を支払う義務を負う。

一・二 （略）

（荷受人の運送賃支払義務等）

第七百四十一条 荷受人は、運送品を受け取ったときは、個品運送契約又は船荷証券の趣旨に従い、運送人に対し、次に掲げる金額の合計額（以下この節において「運送賃等」という。）を支払う義務を負う。

一・二 （同上）

2 (略) (個品運送契約に関する規定の準用等) 第七百五十六条 (略) 2 運送人は、前項において準用する第七百三十九条第一項の規定による運送人の損害賠償の責任を免除し、又は軽減する特約をもつて船荷証券の所持人又は第七百七十一条第三号に規定する電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者に対抗することができない。	2 (同上) (個品運送契約に関する規定の準用等) 第七百五十六条 (同上) 2 運送人は、前項において準用する第七百三十九条第一項の規定による運送人の損害賠償の責任を免除し、又は軽減する特約をもつて船荷証券の所持人に対抗することができない。
(船荷証券の交付義務) 第七百五十七条 (略) 2 (略) 3 前二項の規定は、運送品について現に海上運送状の交付又は第七百七十一条第四号に規定する電子船荷証券記録の提供がされているときは、適用しない。	(船荷証券の交付義務) 第七百五十七条 (同上) 2 (同上) 3 前二項の規定は、運送品について現に海上運送状が交付されているときは、適用しない。
(複合運送証券) 第七百六十九条 (略) 2 前項の規定は、運送品について現に第七百八十一条第四号に規定する電子複合運送証券記録の提供がされているときは、適用しない。	(複合運送証券) 第七百六十九条 (同上) (新設)

3| 第七百五十七條第二項及び第七百五十八條から前条までの規定は、複合運送証券について準用する。この場合において、第七百五十八條第一項中「除く。」とあるのは、「除く。」並びに發送地及び到達地」と読み替えるものとする。

第七百七十條 (略)

2 (略)

3 第一項の運送人又は船長は、海上運送状の交付に代えて、荷送人又は傭船者の承諾を得て、海上運送状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該運送人又は船長は、海上運送状を交付したものとみなす。

4 前三項の規定は、運送品について現に船荷証券の交付又は次条第四号に規定する電子船荷証券記録の提供がされているときは、適用しない。

(削る)

第五節 電子船荷証券記録

(定義)

第七百七十一條 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は

2| 第七百五十七條第二項及び第七百五十八條から前条までの規定は、複合運送証券について準用する。この場合において、第七百五十八條第一項中「除く。」とあるのは、「除く。」並びに發送地及び到達地」と読み替えるものとする。

第七百七十條 (同上)

2 (同上)

3 第一項の運送人又は船長は、海上運送状の交付に代えて、法令で定めるところにより、荷送人又は傭船者の承諾を得て、海上運送状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該運送人又は船長は、海上運送状を交付したものとみなす。

4 前三項の規定は、運送品について現に船荷証券が交付されているときは、適用しない。

第七百七十一條から第七百八十七條まで 削除

(新設)

、当該各号に定めるところによる。

一 電子船荷証券記録 第七百七十三条第一項の規定により同項に規定する事項を記録した電磁的記録のうち、特定情報処理システムにおいて作成され、及び管理されたものであつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができ、措置その他の当該電磁的記録が運送人又は船長の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置として法務省令で定める措置がとられているものをいう。

二 特定情報処理システム 電子船荷証券記録を作成し、及び管理するために用いられる情報処理システムであつて、電子船荷証券記録の支配及び電子船荷証券記録の提供に係る事項を適正かつ確実に行うために必要な技術的措置として法務省令で定める措置がとられているものをいう。

三 電子船荷証券記録の支配 情報処理システムにおいて、特定の者のみが電子船荷証券記録に記録されている運送品に係る権利（以下この節において「電子船荷証券記録上の権利」という。）を有する者として当該電子船荷証券記録を利用することができる状態にあることをいう。

四 電子船荷証券記録の提供 運送人若しくは船長又は電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者が、情報処理システムにおいて、その指定する者が当該権限を有する者となるようにするための措置として法務省令で定める措置をとることをいう。

五 電子裏書 電子船荷証券記録の提供（電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者がするものに限る。以下この号及び第七百七十五条第一項において同じ。）をするに当たって、特定情報処理システムにおいて、電子船荷証券記録に、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項を記録した上、当該記録が改変されているかどうかを確認することができる措置その他の当該記録が当該記録を行った者の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置として法務省令で定める措置をとることをいう。

イ 電子船荷証券記録の提供を受ける者を記録する場合 電子船荷証券記録の提供をする者及び電子船荷証券記録の提供を受ける者の氏名又は名称

ロ 電子船荷証券記録の提供を受ける者を記録しない場合（ハに掲げる場合を除く。） 電子船荷証券記録の提供をする者の氏名又は名称

ハ 電子船荷証券記録の提供を受ける者を記録せずに電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者に運送品を引き渡すべき旨を記録する場合 その旨及び電子船荷証券記録の提供をする者の氏名又は名称

（運送人又は船長による電子船荷証券記録の提供）

第七百七十二条 運送人又は船長は、荷送人又は傭船者の承諾を得

て、運送品の船積みがあった旨を記録した電子船荷証券記録（次項及び次条第二項において「船積電子船荷証券記録」という。）又は運送品の受取があった旨を記録した電子船荷証券記録（次項及び同条において「受取電子船荷証券記録」という。）についての電子船荷証券記録の提供をすることができる。

2| 荷送人又は傭船者は、受取電子船荷証券記録についての電子船荷証券記録の提供を受けた場合には、電子船荷証券記録上の権利を有する者として受取電子船荷証券記録を利用することができないようにする措置と引換えに、運送品の船積み後遅滞なく船積電子船荷証券記録についての電子船荷証券記録の提供をすることを請求することができる。

（電子船荷証券記録の記録事項）

第七百七十三条 電子船荷証券記録には、第七百五十八条第一項各号（第十一号を除く。）に掲げる事項（受取電子船荷証券記録にあつては、同項第七号及び第八号に掲げる事項を除く。）を記録しなければならない。

2| 前条第二項の規定による請求があつたときは、当該受取電子船荷証券記録に船積みがあった旨並びに第七百五十八条第一項第七号及び第八号に掲げる事項を記録し、かつ、当該記録が改変されているかどうかを確認することができる措置その他の当該記録が当該記録を行った者の作成に係るものであることを確実に示すこ

とができる措置として法務省令で定める措置をとることによつて、船積電子船荷証券記録の作成に代えることができる。

（電子船荷証券記録上の権利の譲渡又は質入れ）

第七百七十四条 指図式の電子船荷証券記録についての電子船荷証券記録上の権利の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、当該電子船荷証券記録に電子裏書をし、譲受人又は債権者に電子船荷証券記録の提供をしなければ、その効力を生じない。

2| 次に掲げる電子船荷証券記録についての電子船荷証券記録上の権利の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、譲受人又は債権者に当該電子船荷証券記録についての電子船荷証券記録の提供をしなければ、その効力を生じない。

一| 記名式の電子船荷証券記録（電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者に運送品を引き渡す旨が併せて記録されているものに限る。）

二| 無記名式の電子船荷証券記録

3| 条件を付した電子船荷証券記録上の権利の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、無条件とする。

4| 電子船荷証券記録上の権利の一部の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、無効とする。

（電子裏書の特例）

第七百七十五条 電子裏書（第七百七十一条第五号ロ又はハに掲げる場合に係るものに限る。以下この条において「白地式電子裏書」という。）がされたときは、電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者は、次に掲げる行為をすることができる。

一 電子船荷証券記録に電子船荷証券記録の提供を受ける者として自己の氏名若しくは名称又は他人の氏名若しくは名称を記録すること。

二 更に電子裏書をすること。

三 電子船荷証券記録に電子船荷証券記録の提供を受ける者として自己の氏名若しくは名称又は他人の氏名若しくは名称を記録せず、かつ、電子裏書をせずに電子船荷証券記録の提供をすることにより、電子船荷証券記録上の権利を譲渡し、又はこれを目的とする質権を設定すること。

2 最後の電子裏書が白地式電子裏書である場合において、最後の電子裏書をした者までの電子裏書が連続するときは、電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者までの電子裏書の連続があるものとみなす。

3 抹消された電子裏書は、電子裏書の連続との関係においては、記録されなかったものとみなす。

4 電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者が電子裏書の連続によりその権利を証明する場合において、白地式電子裏書の次に他の電子裏書があるときは、当該他の電子裏書をした者は、当

該白地式電子裏書がされた電子船荷証券記録についての電子船荷証券記録の提供を受けたものとみなす。

（電子船荷証券記録の提供請求権）

第七百七十六条 電子船荷証券記録上の権利を有する者（電子船荷証券記録上の権利に対する強制執行又は滞納処分（その例による処分を含む。）による差押えをした債権者を含む。）は、電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者に対し、電子船荷証券記録の提供を請求することができる。

2 電子船荷証券記録上の権利に対する強制執行による差押えをした債権者は、前項の規定による請求権について、電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者に対し、電子船荷証券記録上の権利に対する差押命令に基づいて、強制執行をすることができる。

（民法の準用）

第七百七十七条 民法第三編第一章第七節の規定（同法第五百二十条の二、第五百二十条の三、第五百二十条の八、第五百二十条の十一から第五百二十条の十三まで及び第五百二十条の十九の規定を除く。）は、電子船荷証券記録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

五 第五百二十条の					四 第五百二十条の
指図証券の占有	証券上の権利	その所持人	裏書	人	指図証券の所持
指図式の電子船荷証券記録についての電子船荷証	電子船荷証券記録上の権利（同条第三号に規定する電子船荷証券記録上の権利をいう。以下同じ。）	その者	電子裏書（同条第五号に規定する電子裏書をいう。）	指図式の電子船荷証券記録（商法第七百七十一条第一号に規定する電子船荷証券記録をいう。以下同じ。）についての電子船荷証券記録の支配（同条第三号に規定する電子船荷証券記録の支配をいう。以下同じ。）に係る権限を有する者	指図式の電子船荷証券記

第五百二十条の	第五百二十条の			五ただし書	第五百二十条の							
第五百二十条の	の譲渡	記載した	指図証券	その証券を取得した	その所持人	を返還する	その所持人は	その所持人が				
前三条	記録上の権利の譲渡	記録した	指図式の電子船荷証券記録	その権限を有する者となつた	その者	を する	に つ い て の 電 子 船 荷 証 券 記 録 の 提 供 を い う 。第 五 百 二 十 条 の 十 五 に お い て 同 じ 。)	そ の 者 は 、 そ の 権 限 を 失 つ た 者 に 対 し て	現 に そ の 権 限 を 有 す る 者 が	券 記 録 の 支 配 に 係 る 権 限		

七		第五百二十条の九		第五百二十条の十	
二から前条まで	指図証券	指図証券	所持人	その証券を提示して	指図証券の所持人の署名及び押印
指図式の電子船荷証券記録についての電子船荷証券記録上の権利	指図式の電子船荷証券記録	電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者	その権限を有する者であることを示すとともに、その電子船荷証券記録に記録された事項を表示したものを提示して	指図式の電子船荷証券記録についての電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者	商法第七百七十一条第一号及び第五号並びに第七百七十三条第二項の法務

第五百二十条の十四		記名式所持人払証券の所持人		記名式の電子船荷証券記録（電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者に運送品を引き渡す旨が併せて記録されているものに限る。以下この款において同じ。）についての電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者		省令で定める措置
第五百二十条の十五		証券上の権利		電子船荷証券記録上の権利		
		記名式所持人払証券の占有		記名式の電子船荷証券記録についての電子船荷証券記録の支配に係る権限		
		その所持人が		現にその権限を有する者が		
		その所持人は		その者は、その権限を失った者に対して		
		を返還する		についての電子船荷証券		

二十		記録
----	--	----

（船荷証券に関する規定の準用）

第七百七十八条 第七百五十九条から第七百六十四条まで及び第七百六十八条の規定は、電子船荷証券記録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七百五十九条 第一項	記載しなければ	記録しなければ
第七百六十条	記載 所持人	記録 第七百七十一条第三号に規定する電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者
第七百六十二条	船荷証券は	電子船荷証券記録上の権利（第七百七十一条第三号に規定する電子船荷証券記録上の権利をいう。 第七百六十四条において同じ。）は

	第七百六十二条	ただし書	
記名式である	裏書	裏書	記載した
電子船荷証券記録（第七百七十一条第一号に規定する電子船荷証券記録をいう。第七百六十四条において同じ。）が記名式である	電子裏書（第七百七十一条第五号に規定する電子裏書をいう。以下この条において同じ。）をし、譲受人又は債権者に電子船荷証券記録の提供（第七百七十一条第四号に規定する電子船荷証券記録の提供をいう。次条において同じ。）をすること	電子裏書	記録した
			渡した
			電子船荷証券記録の提供をした

	第七百六十四条	その引渡し	その電子船荷証券記録の提供
	これ		電子船荷証券記録上の権利を有する者として電子船荷証券記録を利用することができないようにする措置
第七百六十八条	船荷証券の所持人		第七百七十一条第三号に規定する電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者

（船荷証券から電子船荷証券記録への転換）

第七百七十九条 船荷証券が交付された場合には、船荷証券を交付した運送人又は船長は、船荷証券の所持人（船荷証券が、裏書によって、譲渡し、又は質権の目的とすることができるものである場合にあっては、裏書の連続によりその権利を証明した者（裏書がされる前であるときは、荷送人若しくは傭船者又は荷受人）に限る。以下この項において同じ。）の承諾を得て、船荷証券を電子船荷証券記録に転換することができる。この場合において、当該運送人又は船長は、船荷証券（数通の船荷証券が交付された場

合にあつては、その全部）と引換えに、電子船荷証券記録に当該船荷証券の記載と同一の内容となるものとして法務省令で定める事項を記録し、当該船荷証券の所持人に電子船荷証券記録の提供をしなければならない。

- 2 前項前段の規定による転換として電子船荷証券記録の提供がされた場合（同項の船荷証券に裏書がされる前であることを除く。）には、同項後段の規定により電子船荷証券記録の提供を受けた者までの電子裏書の連続があるものとみなす。この場合において、同項後段の規定により電子船荷証券記録に電子船荷証券記録の提供を受けた者としてその氏名又は名称が記録された者は、同項後段の規定により電子船荷証券記録の提供を受けた者と推定する⁹。

（電子船荷証券記録から船荷証券への転換）

第七百八十条 電子船荷証券記録の提供がされた場合には、電子船荷証券記録の提供をした運送人又は船長は、電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者（電子船荷証券記録上の権利が、電子裏書をし、譲受人又は債権者に電子船荷証券記録の提供をすることによって、譲渡し、又は質権の目的とすることができるときである場合にあつては、電子裏書の連続によりその権利を証明した者（電子裏書がされる前であるときは、荷送人若しくは傭船者又は荷受人）に限る。以下この項において同じ。）の承諾を得て、

電子船荷証券記録を船荷証券に転換することができる。この場合において、当該運送人又は船長は、電子船荷証券記録上の権利を有する者として電子船荷証券記録を利用することができないようにする措置と引換えに、船荷証券の一通又は数通に当該電子船荷証券記録の記録と同一の内容となるものとして法務省令で定める事項を記載し、当該電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者に交付しなければならない。

2 前項前段の規定による転換として船荷証券の交付がされた場合（同項の電子船荷証券記録に電子裏書がされる前であるときを除く。）には、同項後段の規定により船荷証券の交付を受けた者までの裏書の連続があるものとみなす。この場合において、同項後段の規定により船荷証券に船荷証券の交付を受けた者としてその氏名又は名称が記載された者は、同項後段の規定により船荷証券の交付を受けた者と推定する。

第六節 電子複合運送証券記録

（定義）

第七百八十一条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子複合運送証券記録 次条において読み替えて準用する第七百七十三条第一項の規定により同項に規定する事項を記録し

（新設）

た電磁的記録のうち、特定情報処理システムにおいて作成され、及び管理されたものであって、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる措置その他の当該電磁的記録が運送人又は船長の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置として法務省令で定める措置がとられているものをいう。

二 特定情報処理システム 電子複合運送証券記録を作成し、及び管理するために用いられる情報処理システムであつて、電子複合運送証券記録の支配及び電子複合運送証券記録の提供に係る事項を適正かつ確実に行うために必要な技術的措置として法務省令で定める措置がとられているものをいう。

三 電子複合運送証券記録の支配 情報処理システムにおいて、特定の者のみが電子複合運送証券記録に記録されている運送品に係る権利を有する者として当該電子複合運送証券記録を利用することができる状態にあることをいう。

四 電子複合運送証券記録の提供 運送人若しくは船長又は電子複合運送証券記録の支配に係る権限を有する者が、情報処理システムにおいて、その指定する者が当該権限を有する者となるようにするための措置として法務省令で定める措置をとることをいう。

五 電子裏書 電子複合運送証券記録の提供（電子複合運送証券記録の支配に係る権限を有する者がするものに限る。以下この

号において同じ。)をするに当たって、特定情報処理システムにおいて、電子複合運送証券記録に、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項を記録した上、当該記録が改変されているかどうかを確認することができ、当該記録が改変されているかどうかが確認できる措置その他の当該記録が当該記録を行った者の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置として法務省令で定める措置をとることをいう。

イ 電子複合運送証券記録の提供を受ける者を記録する場合

電子複合運送証券記録の提供をする者及び電子複合運送証券記録の提供を受ける者の氏名又は名称

ロ 電子複合運送証券記録の提供を受ける者を記録しない場合
(ハに掲げる場合を除く。) 電子複合運送証券記録の提供をする者の氏名又は名称

ハ 電子複合運送証券記録の提供を受ける者を記録せずに電子複合運送証券記録の支配に係る権限を有する者に運送品を引き渡すべき旨を記録する場合 その旨及び電子複合運送証券記録の提供をする者の氏名又は名称

(電子船荷証券記録に関する規定の準用)

第七百八十二条 第七百七十二条から第七百八十条までの規定は、電子複合運送証券記録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七百七十二条	荷送人又は傭船者				荷送人
第七百七十三条	除く。）を				除く。）並びに發送地及び到達地を
第一項					
第七百七十五条	第七百七十一条	第七百八十一条第五号ロ	第七百八十一条第五号ロ		
第一項	第五号ロ又はハ	又はハ	又はハ		
第七百七十九条	船荷証券が	複合運送証券が	複合運送証券が		
第一項	、船荷証券	、複合運送証券	、複合運送証券		
	荷送人若しくは傭船者	荷送人	荷送人		
	当該船荷証券	当該複合運送証券	当該複合運送証券		
第七百七十九条	船荷証券に	複合運送証券に	複合運送証券に		
第二項					
第七百八十条第一項	荷送人若しくは傭船者	荷送人	荷送人		
	船荷証券に	複合運送証券に	複合運送証券に		
	船荷証券の	複合運送証券の	複合運送証券の		
第七百八十条第二項	船荷証券に	複合運送証券に	複合運送証券に		
	船荷証券の	複合運送証券の	複合運送証券の		
	船荷証券に	複合運送証券に	複合運送証券に		
	船荷証券の	複合運送証券の	複合運送証券の		

第七百八十三条から第七百八十七条まで 削除

(共同海損となる損害又は費用)

第八百九条 (略)

2 船荷証券(第七百七十一条第四号に規定する電子船荷証券記録の提供がされた場合にあっては、同条第一号に規定する電子船荷証券記録)その他積荷の価格を評定するに足りる書類又は電磁的記録(以下この章において「価格評定書類等」という。)に積荷の実価より低い価額を記載し、又は記録したときは、その積荷に加えた損害の額は、当該価格評定書類等に記載され、又は記録された価額によって定める。積荷の価格に影響を及ぼす事項につき価格評定書類等に虚偽の記載又は記録をした場合において、当該記載又は記録によることとすれば積荷の実価より低い価格が評定されることとなるときも、同様とする。

3 (略)

(共同海損の分担額)

第八百十条 (略)

2・3 (略)

4 価格評定書類等に積荷の実価を超える価額を記載し、又は記録したときは、その積荷の利害関係人は、当該価格評定書類等に記載され、又は記録された価額に応じて共同海損を分担する。積荷

(共同海損となる損害又は費用)

第八百九条 (同上)

2 船荷証券その他積荷の価格を評定するに足りる書類(以下この章において「価格評定書類」という。)に積荷の実価より低い価額を記載したときは、その積荷に加えた損害の額は、当該価格評定書類に記載された価額によって定める。積荷の価格に影響を及ぼす事項につき価格評定書類に虚偽の記載をした場合において、当該記載によることとすれば積荷の実価より低い価格が評定されることとなるときも、同様とする。

3 (同上)

(共同海損の分担額)

第八百十条 (同上)

2・3 (同上)

4 価格評定書類等に積荷の実価を超える価額を記載したときは、その積荷の利害関係人は、当該価格評定書類に記載された価額に応じて共同海損を分担する。積荷の価格に影響を及ぼす事項につき

の価格に影響を及ぼす事項につき価格評定書類等に虚偽の記載又は記録をした場合において、当該記載又は記録によることとすれば積荷の実価を超える価格が評定されることとなる時も、同様とする。

価格評定書類に虚偽の記載をした場合において、当該記載によることとすれば積荷の実価を超える価格が評定されることとなる時も、同様とする。

改正案	現行
第四条（略） 2 （略） 3 前項の規定は、<u>商法第七百六十条（同法第七百七十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用を妨げない。</u> （荷受人等の通知義務） 第七条 荷受人又は船荷証券所持人若しくは<u>電子船荷証券記録の支配（商法第七百七十一条第三号に規定する電子船荷証券記録の支配をいう。以下同じ。）に係る権限を有する者は、</u>運送品の一部滅失又は損傷があつたときは、受取の際運送人に対しその滅失又は損傷の概況につき書面又は<u>電磁的方法による通知を発しな</u>なければならない。ただし、その滅失又は損傷が直ちに発見することができないものであるときは、受取の日から三日以内にその通知を発すれば足りる。 2・3 （略） 4 運送品につき滅失又は損傷が生じている疑いがあるときは、運送人と荷受人又は船荷証券所持人若しくは<u>電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者とは、相互に、</u>運送品の点検のため必要な便宜を与えなければならない。	第四条（同上） 2 （同上） 3 前項の規定は、商法第七百六十条の規定の適用を妨げない。 （荷受人等の通知義務） 第七条 荷受人又は船荷証券所持人は、運送品の一部滅失又は損傷があつたときは、受取の際運送人に対しその滅失又は損傷の概況につき書面による通知を発しなければならない。ただし、その滅失又は損傷が直ちに発見することができないものであるときは、受取の日から三日以内にその通知を発すれば足りる。 2・3 （同上） 4 運送品につき滅失又は損傷が生じている疑いがあるときは、運送人と荷受人又は船荷証券所持人とは、相互に、運送品の点検のため必要な便宜を与えなければならない。

(責任の限度)

第九条 (略)

2 (略)

3 運送品がコンテナ、パレットその他これらに類する輸送用器具(以下この項において「コンテナ等」という。)を用いて運送される場合における第一項の規定の適用については、その運送品の包若しくは個品の数又は容積若しくは重量が船荷証券若しくは海上運送状に記載され、又は電子船荷証券記録(商法第七百七十一條第一号に規定する電子船荷証券記録をいう。以下同じ。)に記載されているときを除き、コンテナ等の数を包又は単位の数とみなす。

4 (略)

5 前各項の規定は、運送品の種類及び価額が、運送の委託の際荷送人により通告され、かつ、船荷証券の交付又は商法第七百七十一條第四号に規定する電子船荷証券記録の提供がされるときは、船荷証券に記載され、又は電子船荷証券記録に記載されている場合には、適用しない。

6～8 (略)

(特約禁止)

第十一条 第三条から第五条まで若しくは第七条から前条まで又は

(責任の限度)

第九条 (同上)

2 (同上)

3 運送品がコンテナ、パレットその他これらに類する輸送用器具(以下この項において「コンテナ等」という。)を用いて運送される場合における第一項の規定の適用については、その運送品の包若しくは個品の数又は容積若しくは重量が船荷証券又は海上運送状に記載されているときを除き、コンテナ等の数を包又は単位の数とみなす。

4 (同上)

5 前各項の規定は、運送品の種類及び価額が、運送の委託の際荷送人により通告され、かつ、船荷証券が交付されるときは、船荷証券に記載されている場合には、適用しない。

6～8 (同上)

(特約禁止)

第十一条 第三条から第五条まで若しくは第七条から前条まで又は

商法第五百八十五条、第七百五十九条（同法第七百七十八条において準用する場合を含む。）若しくは第七百六十条（同法第七百七十八条において準用する場合を含む。）の規定に反する特約で、荷送人、荷受人又は船荷証券所持人若しくは電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者に不利益なものは、無効とする。運送品の保険契約によつて生ずる権利を運送人に譲渡する契約その他これに類似する契約も、同様とする。

- 2 前項の規定は、運送人に不利益な特約をすることを妨げない。
この場合には、荷送人は、船荷証券又は電子船荷証券記録にその特約を記載し、又は記録すべきことを請求することができる。

3
（略）

- 4 前項の損害につき第一項の特約がされた場合において、その特約が船荷証券に記載され、又は電子船荷証券記録に記載されていないときは、運送人は、その特約をもつて船荷証券所持人又は電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者に対抗することができない。

（特約禁止の特例）

第十二条 前条第一項の規定は、船舶の全部又は一部を運送契約の目的とする場合には、適用しない。ただし、運送人と船荷証券所持人又は電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者との関係については、この限りでない。

商法第五百八十五条、第七百五十九条若しくは第七百六十条の規定に反する特約で、荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に不利益なものは、無効とする。運送品の保険契約によつて生ずる権利を運送人に譲渡する契約その他これに類似する契約も、同様とする。

- 2 前項の規定は、運送人に不利益な特約をすることを妨げない。
この場合には、荷送人は、船荷証券にその特約を記載すべきことを請求することができる。

3
（同上）

- 4 前項の損害につき第一項の特約がされた場合において、その特約が船荷証券に記載されていないときは、運送人は、その特約をもつて船荷証券所持人に対抗することができない。

（特約禁止の特例）

第十二条 前条第一項の規定は、船舶の全部又は一部を運送契約の目的とする場合には、適用しない。ただし、運送人と船荷証券所持人との関係については、この限りでない。

第十四条 (略)

2 前項の運送につき第十一条第一項の特約がされた場合において、その特約が船荷証券に記載され、又は電子船荷証券記録に記載されていなくときは、運送人は、その特約をもつて船荷証券所持人又は電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者に対抗することができない。甲板積みの運送につきその旨が船荷証券に記載され、又は電子船荷証券記録に記載されていなくとも、同様とする。

(商法の適用)

第十五条 第一条の運送には、商法第五百七十五条、第五百七十六条、第五百八十四条、第五百八十七条、第五百八十八条、第七百三十九条第一項（同法第七百五十六条第一項において準用する場合を含む。）及び第二項、第七百五十六条第二項並びに第七百六十九条の規定を除き、同法第二編第八章第二節及び第三編第三章第一節から第五節までの規定を適用する。

(運送人等の不法行為責任)

第十六条 第三条第二項、第六条第四項及び第八条から第十条まで並びに商法第五百七十七条及び第五百八十五条の規定は、運送品に関する運送人の荷送人、荷受人又は船荷証券所持人若しくは電

第十四条 (同上)

2 前項の運送につき第十一条第一項の特約がされた場合において、その特約が船荷証券に記載されていなくときは、運送人は、その特約をもつて船荷証券所持人に対抗することができない。甲板積みの運送につきその旨が船荷証券に記載されていなくとも、同様とする。

(商法の適用)

第十五条 第一条の運送には、商法第五百七十五条、第五百七十六条、第五百八十四条、第五百八十七条、第五百八十八条、第七百三十九条第一項（同法第七百五十六条第一項において準用する場合を含む。）及び第二項、第七百五十六条第二項並びに第七百六十九条の規定を除き、同法第二編第八章第二節及び第三編第三章の規定を適用する。

(運送人等の不法行為責任)

第十六条 第三条第二項、第六条第四項及び第八条から第十条まで並びに商法第五百七十七条及び第五百八十五条の規定は、運送品に関する運送人の荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に対する不

子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者に対する不法行為による損害賠償の責任に準用する。この場合において、第三条第二項中「前項」とあるのは、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百十五条第一項本文及び商法第六百九十条（同法第七百三条第一項の規定により船舶賃借人が船舶所有者と同一の権利義務を有することとされる場合を含む。）」と読み替えるものとする。 2 (略) 3 第一項の規定により運送品に関する運送人の責任が免除され、又は軽減される場合には、その責任が免除され、又は軽減される限度において、当該運送品に関する運送人の被用者の荷送人、荷受人又は船荷証券所持人若しくは電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者に対する不法行為による損害賠償の責任も、免除され、又は軽減される。 4・5 (略)	法行為による損害賠償の責任に準用する。この場合において、第三条第二項中「前項」とあるのは、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百十五条第一項本文及び商法第六百九十条（同法第七百三条第一項の規定により船舶賃借人が船舶所有者と同一の権利義務を有することとされる場合を含む。）」と読み替えるものとする。 2 (同上) 3 第一項の規定により運送品に関する運送人の責任が免除され、又は軽減される場合には、その責任が免除され、又は軽減される限度において、当該運送品に関する運送人の被用者の荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に対する不法行為による損害賠償の責任も、免除され、又は軽減される。 4・5 (同上)
---	---

三 鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）（附則第五条関係）

改正案	現行
第十三条ノ三（略） ②（略） ③貨物ヲ寄託シタル場合ニ於テ倉荷証券又ハ商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百九十九条第二号ニ規定スル電子倉荷証券記録ヲ作製セシメタルトキハ其ノ証券ノ交付又ハ電子倉荷証券記録ノ提供（同条第五号ニ規定スル電子倉荷証券記録ノ提供ヲ謂フ次項ニ於テ同ジ）ヲ以テ貨物ノ引渡ニ代フルコトヲ得 ④鉄道ハ第一項ノ費用ノ弁済ヲ受クル迄倉荷証券ヲ留置スルコト又ハ電子倉荷証券記録ノ提供ヲ拒ムコトヲ得 ⑤（略）	第十三条ノ三（同上） ②（同上） ③貨物ヲ寄託シタル場合ニ於テ倉荷証券ヲ作製セシメタルトキハ其ノ証券ノ交付ヲ以テ貨物ノ引渡ニ代フルコトヲ得 ④鉄道ハ第一項ノ費用ノ弁済ヲ受クル迄倉荷証券ヲ留置スルコトヲ得 ⑤（同上）

四 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第六条関係）

改正案	現行
（法定納期限等以前に設定された質権の優先） 第十四条の九 （略） 2 （略） 3 第一項の規定は、登記（登録及び電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録を含む。以下この章において同じ。）をすることができる質権以外の質権については、その質権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、その設定の事実を証明した場合に限り適用する。この場合において、有価証券を目的とする質権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百十九条第一項及び第二項並びに第七百七十四条第一項及び第二項（これらの規定を同法第七百八十二条において準用する場合を含む。）に規定する質権を含む。）以外の質権については、その証明は、次に掲げる書類によつてしなければならない。 一 四 （略） 4・5 （略） （不動産保存の先取特権等の優先） 第十四条の十三 次に掲げる先取特権が納税者又は特別徴収義務者	（法定納期限等以前に設定された質権の優先） 第十四条の九 （同上） 2 （同上） 3 第一項の規定は、登記（登録及び電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録を含む。以下この章において同じ。）をすることができる質権以外の質権については、その質権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、その設定の事実を証明した場合に限り適用する。この場合において、有価証券を目的とする質権以外の質権については、その証明は、次の各号に掲げる書類によつてしなければならない。 一 四 （同上） 4・5 （同上） （不動産保存の先取特権等の優先） 第十四条の十三 次に掲げる先取特権が納税者又は特別徴収義務者

の財産上にあるときは、地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。 一～三 (略) 四 商法第八百二条若しくは第八百四十二条の先取特権、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第九十五条第一項の先取特権又は船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第五十五条第一項の先取特権 五 (略) 2 (略)	の財産上にあるときは、地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。 一～三 (同上) 四 商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百二条若しくは第八百四十二条の先取特権、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第九十五条第一項の先取特権又は船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第五十五条第一項の先取特権 五 (同上) 2 (同上)
---	---

五 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（附則第七条関係）

改正案	現行
（取引証拠金） 第二百三条（略） 2ゝ4（略） 5 第一項の取引証拠金、第二項の委託証拠金及び第三項の取次証拠金は、第一百一条第三項に規定する有価証券又は当該商品取引所若しくは他の商品取引所の開設する商品市場における取引の決済のため受渡しの目的物とすることができる当該商品市場の上場商品の保管を証する倉荷証券（当該上場商品に係る電子倉荷証券記録上の権利（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百九十九条第四号に規定する電子倉荷証券記録上の権利をいう。）を含む。次項において同じ。）をもつて、これに充てることができる。 6ゝ11（略）	（取引証拠金） 第二百三条（同上） 2ゝ4（同上） 5 第一項の取引証拠金、第二項の委託証拠金及び第三項の取次証拠金は、第一百一条第三項に規定する有価証券又は当該商品取引所若しくは他の商品取引所の開設する商品市場における取引の決済のため受渡しの目的物とすることができる当該商品市場の上場商品の保管を証する倉荷証券をもつて、これに充てることができる。 6ゝ11（同上）

六 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）（附則第八条関係）

改正案	現行
目次 第一章（略） 第二章 倉庫業及び倉荷証券等（第三条―第二十四条） 第三章～第五章（略） 附則 （目的） 第一条 この法律は、倉庫業の適正な運営を確保し、倉庫の利用者の利益を保護するとともに、倉荷証券及び電子倉荷証券記録（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百九十九条第二号に規定する電子倉荷証券記録をいう。）の円滑な流通を確保することを目的とする。 第二章 倉庫業及び倉荷証券等 （倉庫寄託約款） 第八条（略） 2 国土交通大臣は、前項の倉庫寄託約款が寄託者又は倉荷証券の所持人若しくは電子倉荷証券記録の支配（商法第五百九十九条第	目次 第一章（同上） 第二章 倉庫業及び倉荷証券（第三条―第二十四条） 第三章～第五章（同上） 附則 （目的） 第一条 この法律は、倉庫業の適正な運営を確保し、倉庫の利用者の利益を保護するとともに、倉荷証券の円滑な流通を確保することを目的とする。 第二章 倉庫業及び倉荷証券 （倉庫寄託約款） 第八条（同上） 2 国土交通大臣は、前項の倉庫寄託約款が寄託者又は倉荷証券の所持人の正当な利益を害するおそれがあると認めるときは、当該

四号に規定する電子倉荷証券記録の支配をいう。第十三条第一項において同じ。）に係る権限を有する者の正当な利益を害するおそれがあると認めるときは、当該倉庫業者に対し、期限を定めてその倉庫寄託約款を変更すべきことを命ずることができる。

3
(略)

(倉荷証券の発行等)

第十三条 倉荷証券の発行又は電子倉荷証券記録の提供（商法第五百九十九条第五号に規定する電子倉荷証券記録の提供（電子倉荷証券記録の支配に係る権限を有する者がするものを除く。）をいう。以下同じ。）は、国土交通大臣の許可を受けた倉庫業者でなければ、してはならない。

2
4
(略)

(火災保険に付する義務)

第十四条 前条第一項の許可を受けた倉庫業者（以下「発券等倉庫業者」という。）は、倉荷証券の発行又は電子倉荷証券記録の提供をする場合においては、寄託者のために当該受寄物を火災保険に付さなければならない。ただし、寄託者が反対の意思を表示した場合又は国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

(営業の譲渡及び譲受並びに法人の合併及び分割)

倉庫業者に対し、期限を定めてその倉庫寄託約款を変更すべきことを命ずることができる。

3
(同上)

(倉荷証券の発行)

第十三条 倉荷証券は、国土交通大臣の許可を受けた倉庫業者でなければ、発行してはならない。

2
4
(同上)

(火災保険に付する義務)

第十四条 前条第一項の許可を受けた倉庫業者（以下「発券倉庫業者」という。）は、倉荷証券を発行する場合においては、寄託者のために当該受寄物を火災保険に付さなければならない。ただし、寄託者が反対の意思を表示した場合又は国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

(営業の譲渡及び譲受並びに法人の合併及び分割)

第十七条 倉庫業者（発券等倉庫業者を除く。）が当該倉庫業の全部又は一部を譲渡したときは、譲受人は、倉庫業者の地位を承継する。

2 倉庫業者（発券等倉庫業者を除く。）たる法人の合併又は分割（当該倉庫業の全部又は一部を承継させるものに限る。）があつたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該倉庫業の全部若しくは一部を承継した法人は、倉庫業者の地位を承継する。

3 （略）

第十八条 発券等倉庫業者が当該倉庫業の全部又は一部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡及び譲受について国土交通大臣の認可を受けたときは、譲受人は、発券等倉庫業者の地位を承継する。

2 発券等倉庫業者たる法人の合併の場合（発券等倉庫業者たる法人と発券等倉庫業者でない法人が合併して発券等倉庫業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（当該倉庫業の全部又は一部を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について国土交通大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該倉庫業の全部若しくは一部を承継した法人は、発券等倉庫業者の地位を承継する。

第十七条 倉庫業者（発券倉庫業者を除く。）が当該倉庫業の全部又は一部を譲渡したときは、譲受人は、倉庫業者の地位を承継する。

2 倉庫業者（発券倉庫業者を除く。）たる法人の合併又は分割（当該倉庫業の全部又は一部を承継させるものに限る。）があつたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該倉庫業の全部若しくは一部を承継した法人は、倉庫業者の地位を承継する。

3 （同上）

第十八条 発券倉庫業者が当該倉庫業の全部又は一部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡及び譲受について国土交通大臣の認可を受けたときは、譲受人は、発券倉庫業者の地位を承継する。

2 発券倉庫業者たる法人の合併の場合（発券倉庫業者たる法人と発券倉庫業者でない法人が合併して発券倉庫業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（当該倉庫業の全部又は一部を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について国土交通大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該倉庫業の全部若しくは一部を承継した法人は、発券倉庫業者の地位を承継する。

3 (略)

(相続)

第十九条 (略)

2 被相続人が発券等倉庫業者である場合においては、前項の相続人が被相続人の死亡後六十日以内にその相続について国土交通大臣の認可を申請しなければ、その期間の経過後は、第十三条第一項の許可は、その効力を失う。認可の申請に対し認可しない旨の処分があつた場合において、その旨の通知を受けた日以後についても同様とする。

3 (略)

(営業等の廃止)

第二十条 (略)

2 発券等倉庫業者は、第十三条第一項の許可に係る業務を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(倉荷証券の発行等の停止及び許可の取消し)

第二十二条 国土交通大臣は、発券等倉庫業者が第十三条第三項第二号に該当することとなつたとき、又は前条第一号若しくは第三号に該当するときは、六月以内において期間を定めて倉荷証券の発

3 (同上)

(相続)

第十九条 (同上)

2 被相続人が発券倉庫業者である場合においては、前項の相続人が被相続人の死亡後六十日以内にその相続について国土交通大臣の認可を申請しなければ、その期間の経過後は、第十三条第一項の許可は、その効力を失う。認可の申請に対し認可しない旨の処分があつた場合において、その旨の通知を受けた日以後についても同様とする。

3 (同上)

(営業等の廃止)

第二十条 (同上)

2 発券倉庫業者は、第十三条第一項の許可に係る業務を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(倉荷証券の発行の停止及び許可の取消し)

第二十二条 国土交通大臣は、発券倉庫業者が第十三条第三項第二号に該当することとなつたとき、又は前条第一号若しくは第三号に該当するときは、六月以内において期間を定めて倉荷証券の発

発行若しくは電子倉荷証券記録の提供の停止を命じ、又は第十三条第一項の許可を取り消すことができる。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条の規定に違反して倉庫業を営んだとき。
- 二 第十六条第一項の規定に違反してその名義を他人に倉庫業のため利用させたとき。
- 三 第十六条第二項の規定に違反して倉庫業を他人にその名において経営させたとき。

第二十八条の二 第二十一条第一項の規定による営業の停止の命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第一項の規定に違反して第四条第一項各号に掲げる事項を変更したとき。
- 二 第八条第二項、第十二条第二項、第十五条又は第二十五条の十第二項の規定による命令に違反したとき。

行の停止を命じ、又は第十三条第一項の許可を取り消すことができる。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条の規定に違反して倉庫業を営んだ者
- 二 第十六条第一項の規定に違反してその名義を他人に倉庫業のため利用させた者
- 三 第十六条第二項の規定に違反して倉庫業を他人にその名において経営させた者

第二十八条の二 第二十一条第一項の規定による営業の停止の命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第一項の規定に違反して第四条第一項各号に掲げる事項を変更した者
- 二 第八条第二項、第十二条第二項、第十五条又は第二十五条の十第二項の規定による命令に違反した者

三 第十一条の規定に違反して倉庫管理主任者を選任しなかつたとき。

四 第十三条第一項の許可を受けないで倉荷証券の発行又は電子倉荷証券記録の提供をしたとき。

五 第二十二条の規定による倉荷証券の発行又は電子倉荷証券記録の提供の停止の命令に違反したとき。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定による届出をしないで寄託の引受けをしたとき。

二 第二十五条の五第二項の規定による命令に違反したとき。

三 第二十五条の六第一項の規定に違反して第二十五条の二第一項各号に掲げる事項を変更したとき。

四 第二十五条の七の規定に違反して認定トラנקルーム若しくは優良トラנקルームという名称又はこれらと紛らわしい名称を用いたとき。

五 第二十七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 第二十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 第十一条の規定に違反して倉庫管理主任者を選任しなかつた者

四 第十三条第一項の許可を受けないで倉荷証券を発行した者

五 第二十二条の規定による倉荷証券の発行の停止の命令に違反した者

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定による届出をしないで寄託の引受けをした者

二 第二十五条の五第二項の規定による命令に違反した者

三 第二十五条の六第一項の規定に違反して第二十五条の二第一項各号に掲げる事項を変更した者

四 第二十五条の七の規定に違反して認定トラנקルーム若しくは優良トラנקルームという名称又はこれらと紛らわしい名称を用いた者

五 第二十七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第二十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

改正案	現行
（法定納期限等以前に設定された質権の優先） 第十五条（略） 2 前項の規定は、登記（登録及び電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第二条第一項（定義）に規定する電子記録を含む。以下同じ。）をすることができる質権以外の質権については、その質権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、その設定の事実を証明した場合に限り適用する。この場合において、有価証券を目的とする質権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百十九条第一項及び第二項（電子倉荷証券記録上の権利の譲渡又は質入れ）並びに第七百七十四条第一項及び第二項（電子船荷証券記録上の権利の譲渡又は質入れ）（これらの規定を同法第七百八十二条（電子船荷証券記録に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）に規定する質権を含む。）以外の質権については、その証明は、次に掲げる書類によつてしなければならない。 一～四（略） 3・4（略） （不動産保存の先取特権等の優先）	（法定納期限等以前に設定された質権の優先） 第十五条（同上） 2 前項の規定は、登記（登録及び電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第二条第一項（定義）に規定する電子記録を含む。以下同じ。）をすることができる質権以外の質権については、その質権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、その設定の事実を証明した場合に限り適用する。この場合において、有価証券を目的とする質権以外の質権については、その証明は、次に掲げる書類によつてしなければならない。 一～四（同上） 3・4（同上） （不動産保存の先取特権等の優先）

第十九条 次に掲げる先取特権が納税者の財産上にあるときは、国税は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。 一 三 (略) 四 商法第八百二条（積荷等についての先取特権）若しくは第八百四十二条（船舶先取特権）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第九十五条第一項（船舶先取特権）又は船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第五十五条第一項（船舶先取特権）の先取特権 五 (略) 2 (略)	第十九条 次に掲げる先取特権が納税者の財産上にあるときは、国税は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。 一 三 (同上) 四 商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百二条（積荷等についての先取特権）若しくは第八百四十二条（船舶先取特権）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第九十五条第一項（船舶先取特権）又は船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第五十五条第一項（船舶先取特権）の先取特権 五 (同上) 2 (同上)
---	---

八 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（附則第十条関係）

改正案

別表第一 課税物件表（第二条―第五条、第七条、第十二条関係）
課税物件表の適用に関する通則

1～6（略）

番号		課税物件	課税標準及び税率	非課税物件
物件名				
定義				
一 八 （略）	倉荷証券、 船荷証券又 は複合運送 証券	1 （略）	2 船荷証券又 は複合運送証 券には、商法 第七百五十八 条（船荷証券 の記載事項） （同法第七百 六十九条第三 項（複合運送 証券）におい	一通 につ き 二百 円

現行

別表第一 課税物件表（第二条―第五条、第七条、第十二条関係）
課税物件表の適用に関する通則

1～6（同上）

番号		課税物件	課税標準及び税率	非課税物件
物件名				
定義				
一〇八	(同上)			
九	倉荷証券、船荷証券又は複合運送証券	1 (同上) 2 船荷証券又は複合運送証券には、商法第七百五十八条(船荷証券の記載事項)(同法第七百六十九条第二項(複合運送証券)において	一通につき二百円	

十 二 十 (略)	
	て準用する場合を含む。)の記載事項の一部を欠く証書で、これらの証券と類似の効用を有するものを含むものとする。
十 二 十 (同上)	
	て準用する場合を含む。)の記載事項の一部を欠く証書で、これらの証券と類似の効用を有するものを含むものとする。

九 動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）（附則第十一条関係）

改正案	現行
（動産の譲渡の對抗要件の特例等） 第三条 法人が動産（当該動産につき倉荷証券、船荷証券若しくは複合運送証券又は商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百九十九条第二号に規定する電子倉荷証券記録、同法第七百七十一条第一号に規定する電子船荷証券記録若しくは同法第七百八十一条第一号に規定する電子複合運送証券記録が作成されているものを除く。以下同じ。）を譲渡した場合において、当該動産の譲渡につき動産譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときは、当該動産について、民法第百七十八条の引渡しがあつたものとみなす。 2・3 （略）	（動産の譲渡の對抗要件の特例等） 第三条 法人が動産（当該動産につき倉荷証券、船荷証券又は複合運送証券が作成されているものを除く。以下同じ。）を譲渡した場合において、当該動産の譲渡につき動産譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときは、当該動産について、民法第百七十八条の引渡しがあつたものとみなす。 2・3 （同上）